

～郵便で届けられなかったマイナンバーの通知は市役所で預かっています～

「通知カード」が届かなかった人は、市民課までご連絡ください

「通知カード」は住民票の住所（10月5日時点）に、世帯全員分を世帯主あての簡易書留郵便で送付しました。不在などで受け取られないまま郵便局での保管期間を過ぎた場合には、市役所に差し戻されています。

「通知カード」を受け取っていない人は、次の手続きをしてください。（市役所での保管期間は約3カ月）

- ①市民課へ電話で、「通知カード」が戻されているかを確認してください。
- ②必要書類をそろえて、市民課窓口にお越しください。

通知カードを窓口で受け取る時に必要なもの

▶世帯主または住民票上の同一世帯員が受け取る場合

受け取る人の本人確認書類（※右表）

▶代理人が受け取る場合

- ①依頼人の本人確認書類（※右表）、②代理人の本人確認書類（※右表）、③代理権を確認できる資料（例：戸籍謄本、登記事項証明書、委任状など）

※本人確認書類 次のいずれかの原本を、A書類の場合は1点、B書類の場合は2点お持ちください。（このほかの書類については、ご相談ください。）

A書類 (このうち 1点必要)	運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード（顔写真付き）、個人番号カード、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付のものに限る）、障害者手帳（顔写真付き）、在留カード、特別永住者証明書など
B書類 (このうち 2点必要)	健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、各種年金証書、本人名義の預金通帳、民間企業の社員証、学生証など ※氏名と生年月日または住所が記載されているものに限る

問合せ マイナンバーカード専用電話（☎971-0178）、市民課（☎983-2602）



▶マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

～住宅の売却を検討している人が対象の新規事業です～

売却する住宅の健康診断を無料で実施します

利活用可能な中古住宅の流通を促進させるため、売却する住宅を対象に、市が無料で専門家を派遣し、既存住宅の劣化などの有無を診断（インスペクション）する「既存住宅診断事業」を始めます。

また、診断した住宅の情報を市のホームページで紹介することで、流通の促進を図ります。

対象 市内にある、売却する住宅（宅地建物取引業者との専任媒介契約を交わした住宅）

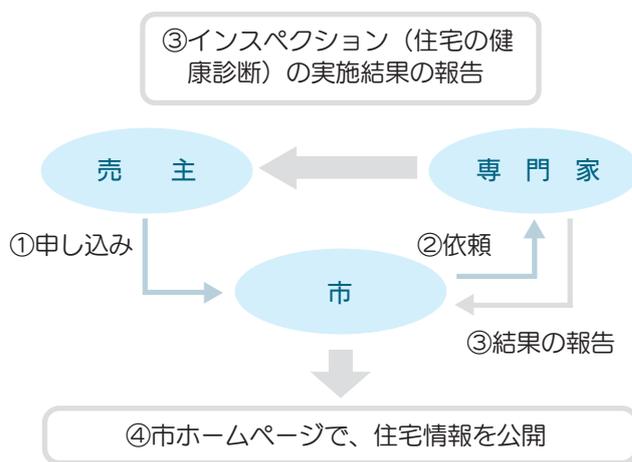
調査項目例 シロアリなどの被害状況、腐朽・腐食や建物の傾斜状況、躯体のひび割れ・欠損、雨漏りや漏水、給排水管の漏れや詰まりなど

申込み 申請書に必要書類（①付近見取り図、②平面図、③建築基準法に基づく確認済証の写しまたは建築基準法適合状況調査などの写し、④建築基準法に基づく検査済証の写しまたは建築基準法適合状況調査などの写し、⑤承諾書、⑥土地および建物の登記事項証明書）を添付し、建築住宅課窓口へ。

※申し込みは先着順とし、予算の範囲内で実施します。

問合せ 建築住宅課（☎983-2641）

《事業の流れ（イメージ）》



インスペクションとは？ ⇒ 住宅の健康診断

国土交通省が示している「既存住宅インスペクション・ガイドライン」を基に、住宅の基礎、外壁などに生じているひび割れ、欠損といった劣化および不具合の状況を、目視を中心とした非破壊調査により把握する調査のことで、いわゆる住宅の健康診断です。

～1月1日から、市内2地区で地区計画に沿った街づくりが始まります～

国道1号沿線地区、錦が丘地区の地区計画の条例を施行

地区計画は、都市計画法や建築基準法などで定められた全国一律のルールに加え、地域の実情に合わせた独自のルールを定めたものです。平成28年1月1日から新たに次の2地区に導入されますので、この日以降、建築計画をする場合には条例に沿った計画が必要となります。

※建築に際しては、着工日の30日前までに都市計画課（☎983-2631）に届け出が必要です。

※地区計画の詳細（制限などの詳細）は、市ホームページなどでご確認ください。

問合せ 建築住宅課（☎983-2644）

国道1号沿線地区計画

周辺の農地との調和を図りながら、幹線道路沿線にふさわしい良好な市街地を形成します。

●**建築物の用途制限** ▶ドライブイン、ガソリンスタンド、自動車修理工場、沿道サービス型コンビニエンスストア（すべて、市長が別に定める基準によるものに限る）▶地区計画の都市計画決定時における建築物の敷地内において、現に存する建築物または建築中の建築物と同じ用途のもの

●**建築物の容積率の最高限度** 200%以下

●**建築物の建ぺい率の最高限度** 60%以下

●**建築物の高さの最高限度** 12m以下

●**建築物の外壁などの位置の制限** 道路境界線から2.0m以上、かつ、隣地境界線まで1.5m以上必要

●**建築物の敷地面積の最低限度** 800㎡以下

【国道1号沿線地区計画区域】（南町、三好町、玉川）



錦が丘地区計画

人と人とのふれあいを大切にした、ゆとりとうるおいのある緑豊かな低層住宅地を形成し、良好な住環境を保全します。

●**建築物の用途制限**

住宅専用地区 一戸建住宅、二戸以下の長屋および長屋併用住宅、床面積の過半以上を居住の用に供する一戸建併用住宅（一部の用途に限る）

利便地区 住宅専用地区に建築することができる建築物、店舗、事務所または店舗若しくは事務所と併用の住宅（風営法第2条に規定する風俗、風俗関連事業及び第32条に規定する飲食店の営業施設は除く）

公共公益施設地区 集会場、污水处理場、防災施設など、社会福祉施設、子育て支援施設

●**建築物の容積率の最高限度** 100%以下

●**建築物の建ぺい率の最高限度** 50%以下

●**建築物の高さの最高限度** 建築物の高さは10m以下で、かつ、次に定めるもの以下となります。

①当該部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの

②当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北の方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5mを加えたもの

●**建築物の外壁などの位置の制限** 道路境界線から1.5m以上、かつ、隣地境界線まで1m以上必要

●**建築物の敷地面積の最低限度** 165㎡以上

【錦が丘地区計画区域】

